



埼玉県報

第 661 号
令和 7 年(2025 年)
10 月 17 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（住宅課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）

条例

- 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（住宅課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）

規則

- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）

告示

- 人事給与管理システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額）の一部を改正する告示（福祉政策課）
- 葛西用水路土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 毛呂山・越生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 令和 7 年度大宮科学技術高等学校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（ICT 教育推進課）

令和 7 年(2025 年)10 月 17 日

- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察通信指令システムの賃貸借に関する落札者等の告示（会計課）
- 県道皆野両神荒川線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道さいたま幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 庄和浄水場監視制御システム等点検業務委託に関する契約の相手方等の公示(水道管理課)
- 新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託に関する契約の相手方等の公示(水道管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）
（税務課）

一 趣旨

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長する。

二 内容

超過税率を課する特例期間を五年間延長し、令和十三年一月三十一日までに終了する事業年度分までとする。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（住宅課）

一 趣旨

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

令和七年十一月二十八日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定するための改正

二 内容

介護補償の額の改定

三 施行期日

公布の日

条 例

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年一月三十一日」を「令和十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第九十二項事務の欄中40を44とし、30から39までを34から43までとし、29を削り、28を33とし、27を31とし、その次に次のように加える。

32 法第六十条第三項、第六百六十三条第二項、第二百十三条第三項及び第二百

十六条第二項の規定による協力の要請

別表第九十二項事務の欄中26を削り、25を30とし、24を29とし、23を削り、22を28とし、21を削り、20を27とし、1から19までを8から26までとし、同欄に1から7までとして次のように加える。

1 法第四条の二第一項及び第一百四条第一項の規定による助言及び指導

2 法第四条の二第二項及び第一百四条第二項の規定による勧告

3 法第四条の二第三項の規定による措置

4 法第四条の二第四項、第一百四条第三項及び第一百四条第三項の規定による公

表

5 法第四条の二第五項の規定による情報の利用

6 法第四条の二第六項の規定による情報提供の要請

7 法第四条の二第七項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

附 則

この条例は、令和七年十一月二十八日から施行する。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十五号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第九十七号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 児童相談所長は、法第十二条第三項の規定による制限を行うときは様式第六号の面会・通信制限決定通知書を、法第十二条第三項の規定による制限を解除するときは様式第七号の面会・通信制限解除決定通知書を児童虐待を行った疑いがあると認められる保護者に交付するものとする。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

面会・通信制限解除決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

年 月 日付け 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第 12 条第 1 項・第 3 項に基づく次の児童との面会・通信の制限を解除します。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除される者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、その名称)	
	生 年 月 日	
制限を解除する理由		
連絡先		

附 則

この規則は、令和七年十月二十日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

人事給与管理システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年10月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町 4 丁目 1 番16号

5 契約金額

393, 692, 640円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

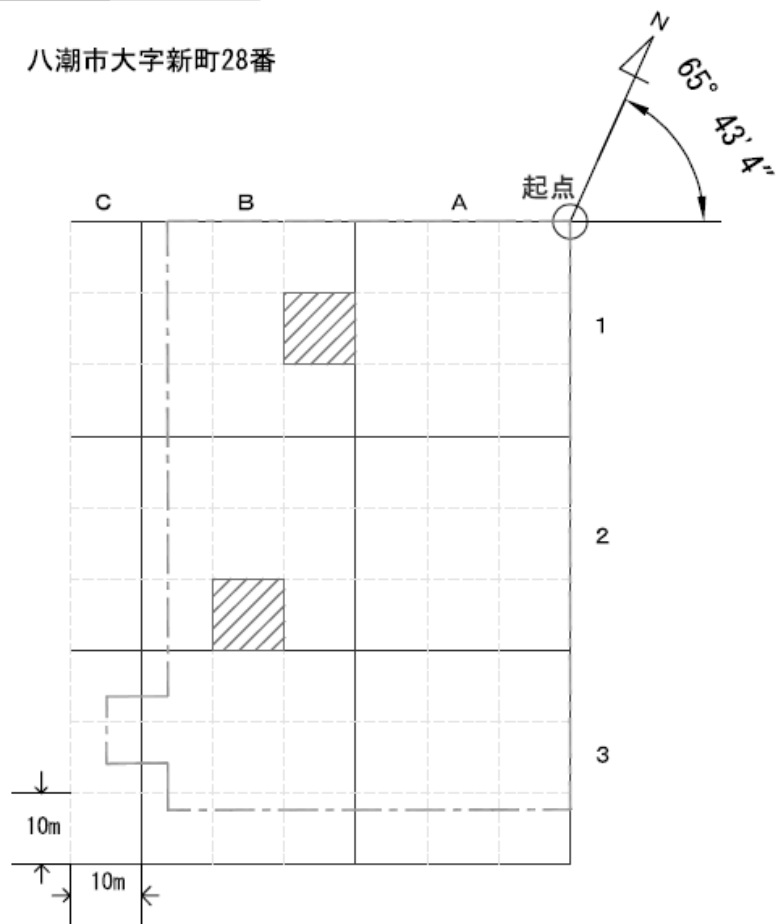
令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町二十八番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

八潮市大字新町28番



八潮市大字新町28番

【 起 点 】

起点は、埼玉県八潮市大字新町28番に位置する解体予定建屋区域の最北端（世界測地系） $N35^{\circ} 50' 35.86''$ $E139^{\circ} 49' 54.90''$ の地点とする。

【 格子の回転角度（ $65^{\circ} 43' 4''$ ） 】

【 凡 例 】

- 30m格子 —— 敷地境界
- 単位区画 - - - 土壤調査範囲
-  形質変更時要届出区域に指定する区画

告 示

埼玉県告示第七百七十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第七百六十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

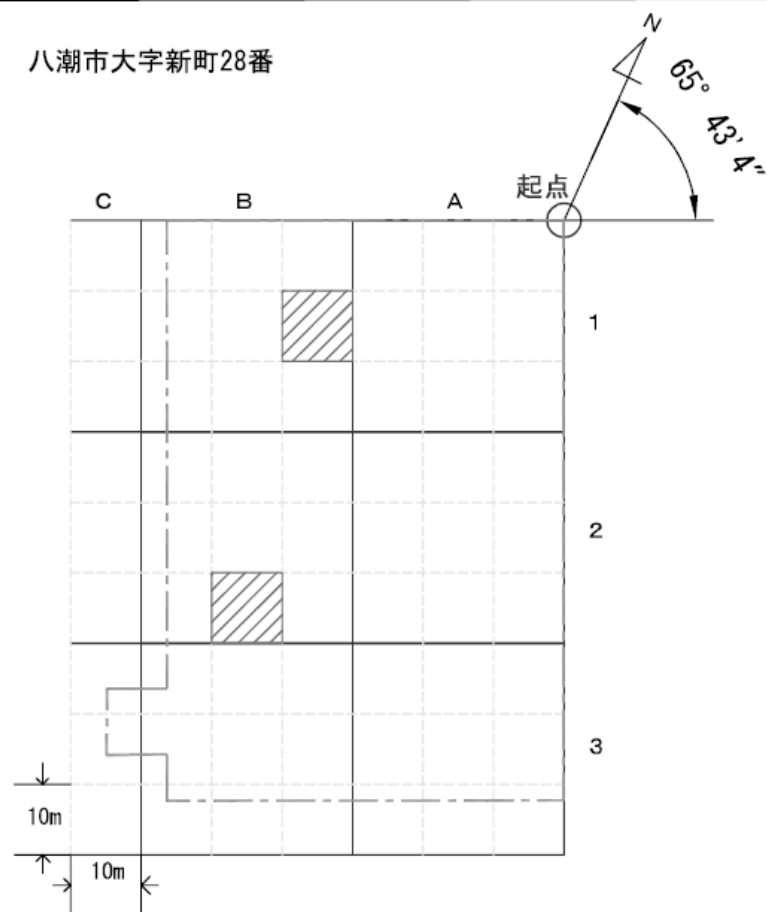
令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町二十八番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

八潮市大字新町28番



八潮市大字新町28番

【 起 点 】

起点は、埼玉県八潮市大字新町28番に位置する解体予定建屋区域の最北端（世界測地系） $N35^{\circ} 50' 35.86''$ $E139^{\circ} 49' 54.90''$ の地点とする。

【格子の回転角度（ $65^{\circ} 43' 4''$ ）】

【 凡 例 】

- 30m格子 —— 敷地境界
- - - 単位区画 - - - 土壤調査範囲
-  形質変更時要届出区域を解除する区画

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「六、六五〇円」を「七、九〇〇円」に、「一九、〇四〇円」を「一九、七七〇円」に、「九、二七〇円」を「九、一七〇円」に、「一〇、七九〇円」を「一〇、七三〇円」に、「七、七三〇円」を「七、七〇〇円」に、「一六、八三〇円」を「一六、八四〇円」に、「八、四八〇円」を「九、〇七〇円」に、「八、六二〇円」を「八、七三〇円」に、「二三、八三〇円」を「二五、五八〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西用水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	日 暮 健 一	埼玉県吉川市大字三輪野江千三百九十六番地一

告 示

埼玉県告示第七百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・十九号元町三室線

三 事業施行期間

令和七年十月十七日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市緑区大字三室及び大字中尾地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第七百七十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二四―一三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡美里町大字甘粕字向田千百八十九番一外十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百四十二立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百七十五号

鳩山町から毛呂山・越生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉県 県知 事第 十号	ビューロ ーベリタ スジャパ ン株式会 社	住所	神奈川県横浜 市中区山下町 二十二番地	神奈川県横浜 市西区みなと みらい四丁目 六番二号	令和七年九 月十六日
埼玉県 県知 事第 十二 号	株式会社 東京建築 検査機構	住所	東京都中央区 東日本橋一丁 目一番四号	東京都中央区 日本橋富沢町 十番十六号	平成二十七 年九月二十 八日

告 示

埼玉県告示第七七七十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和7年度大宮科学技術高等学校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年3月1日（日）から令和12年7月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に応ずる各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 高見 電話048-830-6640（直通） 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年11月26日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年11月25日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年11月25日（火）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和7年11月26日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年11月10日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年10月24日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 7th year Omiya Science and Technology High School equipment related to computer rooms.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. November 26, 2025, By registered mail; 5:00 p.m. November 25, 2025, In person; 5:00 p.m. November 25, 2025.
- (3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6640.

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年9月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

345,260,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年7月15日

告 示

埼玉県告示第七百七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察通信指令システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年9月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

2,554,860,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年6月13日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路 線 名	県道皆野両神荒川線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字皆野字駒形二一六 八番二地先から同郡同町大字皆野字 駒形二一七一番七地先まで (ただし、関係図書に表示する部分 に限る。)
供用開始の期日	令和七年十月十七日
備 考	平成二十四年三月九 日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示 第七号で告示した道 路予定区域の一部供 用開始である。 延長三六・七四メー トル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	加須市不動岡字南三一二五三番地先 から 羽生市大字町屋字本村二八五番地先 まで
供用開始の期日	令和七年十月十七日
備 考	平成八年四月三十日付け埼玉県告示第七六七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二四三五・五六メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま幸手線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 B	旧 新 別
白岡市岡泉字丸山一二六一番一地从先 白岡市岡泉字下道一二八一番一地从先 白岡市太田新井字中一一八三番二地从先 白岡市太田新井字北一五三九番一地从先			区 間
一一・六四 一五・五三	一一・八六 一六・四九	一二・二七 一七・四四	敷地の幅員 (メートル)
一九四・五八		二〇五・一七	延長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第五十三号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令和七年十月十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 特定役務の名称及び数量
025 庄委第 2－4－1 号庄和浄水場監視制御システム等点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県庄和浄水場総務部総務担当 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 8 月 8 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
島津システムソリューションズ株式会社 北関東支店
埼玉県桶川市朝日 2 丁目 11 番 6 号
- 5 契約金額（税込）
50,930,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県公営企業告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 特定役務の名称及び数量

025 新委第2－4－1号新三郷浄水場監視制御システム点検業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当 埼玉県三郷市南蓮沼1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年9月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社正興電機製作所 さいたま営業所

埼玉県さいたま市浦和区常盤2丁目2番11号

5 契約金額（税込）

51,700,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年十月十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年十月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県立高等学校のスクール・ミッションについて

ロ その他

告 示

埼玉県選挙管告示第四十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年十月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年十月十七日 午後四時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 入間市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ 埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）について

ウ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

エ その他